

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【事業年度】	第28期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社バルクホールディングス
【英訳名】	VLC HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 石原 紀彦
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
【電話番号】	03-4500-6500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 高橋 恭一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
【電話番号】	03-4500-6500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 高橋 恭一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	1,008,551	1,050,835	1,353,359	1,468,536	1,931,834
経常利益又は経常損失 () (千円)	19,935	398,189	1,135,289	325,486	50,053
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 () (千円)	42,909	411,150	1,320,025	434,509	38,536
包括利益 (千円)	42,029	408,018	1,323,199	437,882	49,140
純資産額 (千円)	714,255	1,441,740	198,567	130,475	364,541
総資産額 (千円)	962,168	1,961,544	934,054	646,730	1,020,479
1株当たり純資産額 (円)	95.19	160.38	20.86	11.72	30.34
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	5.73	49.43	146.44	40.94	3.33
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	3.26
自己資本比率 (%)	74.1	73.5	20.6	20.0	35.3
自己資本利益率 (%)	6.2	-	-	-	15.7
株価収益率 (倍)	52.9	-	-	-	92.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	15,516	290,592	337,563	125,791	105,701
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	195,448	886,728	37,632	110,673	168,702
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	50,145	1,090,034	212,961	273,106	261,129
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	409,647	322,361	160,127	196,768	183,493
従業員数 (人)	36	44	55	58	61
(ほか、平均臨時雇用者数)	(2)	(1)	(2)	(3)	(3)

- (注) 1 第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第25期、第26期及び第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 第25期、第26期及び第27期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 第25期、第26期及び第27期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第28期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月
営業収益 (千円)	92,953	102,480	113,400	247,000	424,700
経常利益又は経常損失 () (千円)	49,529	131,541	1,503,809	286,100	62,361
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	1,981	303,701	1,505,722	437,008	33,272
資本金 (千円)	100,000	667,751	705,218	892,657	983,208
発行済株式総数 (株)	7,494,000	8,984,000	9,230,900	11,055,500	11,859,000
純資産 (千円)	666,986	1,500,965	68,674	13,863	232,061
総資産 (千円)	735,892	1,701,564	583,887	464,218	716,187
1株当たり純資産額 (円)	88.88	166.97	6.79	1.17	19.17
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	0.26	36.51	167.04	41.17	2.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	3.26
自己資本比率 (%)	90.5	88.2	10.7	2.8	31.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	27.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	107.1
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	4	4	7	7	7
株主総利回り (%)	229.5	449.2	138.6	226.5	233.3
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(115.9)	(110.0)	(99.6)	(141.5)	(144.3)
最高株価 (円)	490	1,848	644	370	348
最低株価 (円)	122	219	165	163	222

- (注) 1 第24期、第25期、第26期及び第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 第24期、第25期、第26期及び第27期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 第24期、第25期、第26期及び第27期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 最高株価及び最低株価は、名古屋証券取引所セントレックス(現ネクスト市場)におけるものであります。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、第28期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

2【沿革】

年月	事項
1994年9月	業務プロセスに関するコンサルティング事業及びマーケティングリサーチ事業を目的として千葉県佐倉市に株式会社バルクを設立
1995年12月	インターネットリサーチシステムが完成し、マーケティングリサーチ事業を開始
1999年12月	インターネットを使用した海外向けマーケティングリサーチ事業を開始
1999年12月	自治体向けコンサルティング事業開始（情報公開制度、個人情報保護等）
2000年1月	事業の拡大に伴い東京都千代田区に本社を移転
2000年6月	インターネットを使用したCM評価サービス提供開始
2000年7月	インターネットを使用したグループインタビューサービス提供開始
2000年10月	株式会社ベル・マーケティング・サービスを株式取得により子会社化
2001年10月	インターネットを使用したWEBサイト評価サービス提供開始
2002年10月	プライバシーマーク認定取得
2002年10月	コンサルティング事業のコンセプトを発展させ、PBISM事業を開始
2003年1月	プライバシーマーク認定取得支援サービス提供開始
2004年8月	西日本地域におけるPBISM事業の強化を目的として、大阪市淀川区に西日本支店開設
2004年9月	クイックリサーチシステム「Sprio」が完成し、サービスを開始
2004年9月	ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証取得
2004年12月	ISMS認証取得支援サービス提供開始
2005年2月	事業の拡大に伴い、本社機能の一部を東京都中央区日本橋馬喰町に移転
2005年3月	個人情報保護及び情報セキュリティ継続・維持教育のためのASP型eラーニングシステム「V STUDY（Vスタディ）」が完成し、サービスを開始
2005年4月	PBISM事業を拡充する目的で子会社株式会社バルクセキュアを設立
2005年4月	プライバシーマーク認定及びISMS認証取得後のマネジメントシステムの継続・維持及びリスク対応を行う「バルク保証制度」を創立、サービス開始
2005年6月	本社所在地を東京都中央区日本橋馬喰町に移転
2005年12月	株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場に株式を上場
2006年4月	ISO27001認証取得
2006年5月	日本データベース開発株式会社を株式取得により子会社化
2007年3月	分社型新設分割（物的分割）により、純粋持株会社体制に移行 当社商号を「株式会社バルクホールディングス」に変更し、新設分割設立会社の商号を「株式会社バルク」（現・連結子会社）とする。
2007年7月	戦略コンサルティング業への進出を目的として子会社株式会社アトラス・コンサルティングを設立
2008年3月	グループ経営の効率化を図るために株式会社バルクと株式会社バルクセキュアを合併（存続会社・株式会社バルク）
2008年12月	株式会社ベル・マーケティング・サービスの全株式を譲渡
2010年5月	株式会社ヴィオを株式取得により子会社化
2012年11月	株式会社アトラス・コンサルティングの株式を一部譲渡し、持分法適用関連会社化
2013年3月	株式会社マーケティング・システム・サービス（現・連結子会社）を株式取得及び株式交換により子会社化
2014年1月	株式会社ハウスバンクインターナショナルを株式交換により子会社化
2014年3月	日本データベース開発株式会社の全株式を譲渡
2017年3月	株式会社ハウスバンクインターナショナルの全株式を譲渡
2017年10月	次世代ガスセンサーメーカーの米国AerNos, Inc.に出資
2017年11月	イスラエルCyberGym Control Ltd.とサイバーセキュリティ分野における共同事業にかかる基本合意書を締結（同年12月に同社と独占的ライセンス契約を締結）
2018年1月	株式会社ヴィオの全株式を譲渡
2018年1月	サイバーセキュリティトレーニングサービス等を提供するため、CyberGym Control Ltd.との共同事業会社として米国子会社Strategic Cyber Holdings LLCを設立
2018年9月	サイバーセキュリティ分野における戦略子会社として、株式会社CELを設立
2020年8月	Strategic Cyber Holdings LLCの国内及びアジア事業を移管するため、子会社株式会社サイバージムジャパンを設立
2021年12月	本社所在地を東京都港区虎ノ門（現在地）に移転

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、純粋持株会社である当社（株式会社バルクホールディングス）、連結子会社5社（株式会社バルク、株式会社マーケティング・システム・サービス、株式会社CEL、株式会社サイバージムジャパン、Strategic Cyber Holdings LLC）及び関連会社2社（株式会社クロスポイントセキュリティジム、株式会社アトラス・コンサルティング）で構成されており、セキュリティ事業及びマーケティング事業を主たる事業としております。

(1) セキュリティ事業

情報セキュリティ認証コンサルティング

プライバシーマーク認定コンサルティングやISO27001（ISMS）認証コンサルティング等の取得・更新・運用支援をはじめとする情報セキュリティ強化のための各種コンサルティングサービスを提供しております。

（主な関係会社）株式会社バルク、株式会社サイバージムジャパン

サイバーセキュリティソリューション

サイバーセキュリティトレーニングソリューション、脆弱性診断サービス等の各種サイバーセキュリティソリューションを提供しております。

（主な関係会社）株式会社サイバージムジャパン、株式会社CEL、株式会社バルク

(2) マーケティング事業

マーケティングリサーチ

新製品等開発のためのユーザーニーズ調査、ブランドイメージ調査、CS（顧客満足度）調査、ES（従業員満足度）調査、CM浸透度調査、Webサイト調査及びその他各種意識調査、並びにこれらに関する分析サービス等を提供しております。

インターネット調査、グループインタビュー調査、街頭調査及び訪問面接調査等の各種調査手法によるクライアントのニーズに合わせたオーダーメイド型の調査・分析サービスを提供しております。

（主な関係会社）株式会社バルク

セールスプロモーション、広告代理

主に食品関連の小売業界、メーカー、物流企業に対して、各種セールス企画、キャンペーン企画及びその事務局運営、イベント企画、販促用フリーペーパーの企画制作、ノベルティ制作等の幅広い領域でセールスプロモーション活動の支援等を行っております。

（主な関係会社）株式会社マーケティング・システム・サービス

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社バルク (注)3、7	東京都 港区	100,000 千円	セキュリティ事業 マーケティング事業	100.0	経営管理、業務受託、役員の兼任 資金の貸借
株式会社マーケティング・システム・ サービス (注)3、7	東京都 港区	10,000 千円	マーケティング事業	100.0	経営管理、役員の兼任 資金の貸借
株式会社CEL	東京都 港区	46,155 千円	セキュリティ事業	100.0	経営管理、役員の兼任 資金の貸借
株式会社サイバージムジャパン (注)4、7	東京都 港区	3,500 千円	セキュリティ事業	100.0	経営管理、役員の兼任 資金の貸付
Strategic Cyber Holdings LLC (注)5	米国 デラウェア州	1,470 千米ドル	セキュリティ事業	100.0	経営管理、役員の兼任 資金の貸付
(持分法適用関連会社) 株式会社クロスポイントセキュリティ ジム	東京都 中央区	50,000 千円	マーケティング事業	39.0	役員の兼任、設備の賃貸 営業上の取引
株式会社アトラス・コンサルティング (注)6	東京都 江東区	20,000 千円	マーケティング事業	20.0	資金の貸付

- (注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3 特定子会社であります。
 4 債務超過会社で債務超過の額は、2022年3月末時点で32,541千円となっております。
 5 債務超過会社で債務超過の額は、2022年3月末時点で908,584千円となっております。
 6 債務超過会社で債務超過の額は、2022年3月末時点で59,821千円となっております。
 7 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社は次のとおりであります。

	主要な損益情報等				
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	当期純利益 (千円)	純資産額 (千円)	総資産額 (千円)
株式会社バルク	828,577	11,328	12,658	186,303	527,529
株式会社マーケティング・システム・サービス	602,250	20,286	18,687	146,330	281,382
株式会社サイバージムジャパン	586,691	10,195	26,477	32,541	385,553

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
セキュリティ事業	23	(2)
マーケティング事業	31	(1)
全社(共通)	7	(-)
合計	61	(3)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(契約社員、パートタイマー、アルバイト)の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 2 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。
- 3 従業員数が前連結会計年度末に比べ3名増加しておりますが、その主な理由は、事業拡大に伴う事業子会社の人員増加によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7	42.2	6.2	7,652

セグメントの名称	従業員数(人)	
全社(共通)	7	(-)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員を記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「価値創造」の企業理念に基づき、お客様に対する付加価値の高いソリューションの提供を通じて企業価値の向上を図り、株主価値の最大化を目指してまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、継続的な成長と収益力の向上に努め、時価総額の拡大を目指してまいります。主な経営指標といたしましては、営業利益の中長期的な成長を重視しております。

(3) 経営戦略

当社グループは、セキュリティ事業とマーケティング事業をコア事業と位置付けており、これらの事業を拡大させることが、当社グループのさらなる成長と発展を遂げるために必要であると認識しております。

セキュリティ事業におきましては、情報セキュリティ認証コンサルティング、脆弱性診断サービス、サイバーセキュリティトレーニングサービスを軸としたトータルセキュリティソリューションの提供による事業拡大を図るため、各ソリューションの強化に加え、セキュア開発コンサルティング等新たなニーズに対応するサービスを随時提供してまいります。また、大幅に不足するサイバーセキュリティ人材を日本を中心とするアジア向けに供給するため、サイバーセキュリティトレーニング施設（以下「サイバーアリーナ」という。）を国内各地とその他アジアに増設するとともに、新型コロナウイルス禍においてニーズの高いeラーニングやオンデマンド形式によるハイブリッド型トレーニングを拡充し、収益の拡大を目指します。

マーケティング事業におきましては、セールスプロモーションとマーケティングリサーチを引き続き拡大してまいります。また、当社グループが培ってきたノウハウ、企画提案力及び調査力をさらに強化し、デジタルトランスフォーメーションにも対応すべく、新ソリューション開発や競争力を有するパートナーとともに、SNS支援事業等新たな事業を展開してまいります。

また、事業パートナーでもある投資先との最適な連携や経営支援等を通じて投資先の価値を高めるとともに、収益の拡大を図り、当社グループの企業価値最大化を目指します。

(4) 経営環境

新型コロナウイルス禍が続く中、「新しい生活様式」や「ニューノーマル」が定着しつつあり、ワクチン接種も開始され、好転の兆しが見え始めております。一方、第3波以降、変異株の発生や新規感染者の再増加など、新型コロナウイルス禍が終息したわけではありません。しかしながら、国内外の経済の停滞感、業種によって濃淡はあるものの、概ね回復傾向にあります。

このような経営環境の中、サイバーセキュリティ市場につきましては、大手企業を標的とするサプライチェーン攻撃など高度化・多様化したサイバー攻撃の脅威が世界的に深刻化し、また、テレワークの急速な普及を狙ったサイバー攻撃が急増していることなどから、セキュリティ対策需要は引き続き拡大傾向にあります。今後もIoTデバイスやIT・OT環境を狙った攻撃、社会的・政治的な攻撃などを含め、より巧妙なサイバー攻撃が世界的に急増することが想定され、同市場は中長期的な拡大が見込まれます。

マーケティング市場につきましても、ビッグデータ・人工知能(AI)・IoT等の技術革新が進み、DXによる新たな事業機会の可能性が顕在化しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

2022年3月期においては、これまでの先行投資の成果として、サイバーセキュリティ分野での事業基盤構築と収益化がさらに進捗し、また、ソリューションや営業力の強化を通じて既存事業の収益力も向上したことから、連結ベースで売上高1,931百万円（前期比31.5%増）、営業利益70百万円（前期304百万円の損失）、経常利益50百万円（前期325百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益38百万円（前期434百万円の損失）を計上いたしました。

一方で、財務健全性は改善したものの、2022年3月期末の自己資本比率は35.3%（前期20.0%）、純資産残高は364百万円に留まっております。従いまして、対外信用力を高め、受注機会が拡大する大型案件や長期案件に対応し、機会ロスを生じさせないためにも、手許流動性を高め、自己資本を積み上げることにより、さらなる財務健全性の向上を図ることが、以前にも増して重要となっております。

また、これまでの先行投資により構築した豊富な顧客基盤などの事業基盤を活かし、さらに高い成長を実現するためには、最先端のソリューション、情報、技術力、ノウハウ及び優秀な人材の獲得並びに新規事業開発が不可欠であり、その手段として、資本・業務提携やM&A等の活用も引き続き模索しております。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1．関連する法的規制について

当社グループは、事業活動において様々な法的規制等の適用を受けております。そのため、これらの法的規制等が変更又は新設された場合や当社グループがこれらの法的規制等に抵触した場合、当社グループの事業運営並びに財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2．M&Aについて

当社グループは、スピード感を伴う成長戦略の実現手段としてM&Aを有効な手段として位置付けており、主に既存事業との間でのシナジー効果が中期的に見込まれる事業領域への取り組みを行うことで、事業拡大及び企業価値の最大化を実現していくことを目指しております。当社グループでは、企業買収等を行う際、事前にリスクを把握・回避するために、対象となる企業の財務内容や事業についてデューデリジェンスを実施しております。しかしながら、買収後に予期せぬリスクが発覚したり、事業環境や競合状況の変化等が生じることにより、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3．人材について

当社グループは、人的財産を重要な経営資源として位置付けております。高付加価値サービスの維持継続のためには優秀な人材の確保・育成とその能力を引き出す制度・環境の整備が重要と考えており、知識・経験の豊富な人材の中途採用や社内研修のほか、人材育成のための人事制度および労働環境の整備に取り組んでおります。しかしながら、人材の確保・育成が想定どおりに進まなかった場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4．投資について

当社は純粋持株会社として事業子会社の所有を通じて当社グループの企業価値を最大化することを目的としており、将来の事業機会を睨みその他事業会社等への投資を行う可能性もあります。これらの事業子会社又はその他投資先の業績悪化や破産等の事象が発生した場合、会計上の減損処理が必要となったり、投資金額が回収不能となる可能性があり、また、時価のある株式については時価の変動により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5．与信管理について

当社グループは、債権の回収不能リスクを低減するため、情報収集・与信管理等、債権保全に注力しておりますが、予期せぬ取引先の経営破綻が発生した場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

6．減損会計適用の影響について

当社グループは様々な有形・無形の固定資産を所有しております。こうした資産は、時価の下落や期待通りのキャッシュ・フローを生み出さない状況になるなど、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなることで減損処理が必要となる場合があり、かかる減損損失が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

7．小規模組織であることについて

2022年3月31日現在における当社グループ組織は、役員及び従業員を合計して61名と小規模であり、内部管理体制に関してもこのような規模に応じたものとなっております。

今後、事業の拡大に伴い人員増強を図るとともに人材育成に注力し、内部管理体制の一層の強化を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に行えなかった場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

8．ハザードリスクについて

当社グループでは、大規模な自然災害などの事態が発生した場合に備えて緊急時対応規程、事業継続管理規程を制定し、緊急時体制や対応方針および円滑な事業継続に向けての体制などの構築に取り組んでおりますが、想定を超える広域災害等によりオフィスや人員等の経営資源に大きな損害が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

9．情報セキュリティリスクについて

当社グループは、リサーチモニター会員の個人情報等をデータベース化して蓄積していることから、データの漏洩、滅失及び棄損等のリスクに備えるため、ファイアーウォールシステムの構築、適切なアクセス管理、24時間体制のサーバー監視、定期的なデータバックアップ等の保全策を実施しております。

しかしながら、自然災害、事故、盗難、紛失、不正アクセスやコンピューターウィルス、システムの誤作動等の要因によって、データの漏洩・破壊やコンピューターシステムの利用が不可能になるなどの事態が発生した場合には、リサーチモニター情報やコンピューターシステムが利用できなくなるなどして、サービス提供に支障が生じる可能性があります。

また、万一、リサーチモニター会員などの個人情報の漏洩や不正アクセス等の事態が生じた場合には、当該会員などに対し損害の補償・回復措置その他の対応を行うことが必要となる可能性が生ずるととどまらず、当

社グループの主要サービスの一つである情報セキュリティコンサルティングに対する信頼が著しく損なわれ、事業遂行や当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

10. 知的財産権について

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害することがないように十分に留意したうえで事業遂行しておりますが、特に登録が義務付けられていない著作権に関して権利の存在に対する認識を欠いたり、知的財産権の内容や効力が及ぶ範囲、知的財産権の成立の有効性について見解が異なること等により、結果的に当社グループが第三者の知的財産権を侵害することになる可能性は皆無ではありません。

このような場合、当該第三者より損害賠償、使用差止め等の請求を受けたり、訴えを提起されたりする可能性や当該知的財産権につき必要なライセンスが受けられなかったり、ライセンスに対して高額の対価の支払い義務を負う等の事態が発生し、当社グループの事業遂行や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. 品質管理について

当社グループは、製品・サービスの品質管理には万全を期しておりますが、想定範囲を超える契約不適合責任等が発生した場合には、多額の費用発生や当社グループの評価を大きく毀損することとなり、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度においても、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や変異株の発生等により、経済や社会、企業活動に広範な影響が生じました。一方で、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響の不確実性と不透明性はあるものの、新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式の実践の定着や、感染予防と経済活動の両立への世界的な取り組みにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当社グループの業績に与える影響は低減してきております。足元では、ワクチンの普及などにより、行動制限等の緩和も進み、明るい兆しが見えつつあるものの、新たな新型コロナウイルス変異株の出現など、新型コロナウイルスの今後の収束については、確かな予測ができない状況が依然として続いております。

このような状況のなか、リモートワークの導入拡大やデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速などにより、社会・経済活動の変化や技術革新等のアフターコロナを見据えた取組みの重要性が増しております。また、2015年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）に対する取組みの推進も重要な課題として浸透してきております。

サイバーセキュリティ市場につきましては、大手企業を標的とするサプライチェーン攻撃や猛威を振るう「Emotet」の感染など高度化・多様化したサイバー攻撃の脅威が世界的に深刻化し、また、テレワークの急速な普及を狙ったサイバー攻撃も急増していることなどから、セキュリティ対策需要は引き続き拡大傾向にあります。今後もIT技術革新に伴うIoTデバイスやIT・OT環境を狙った攻撃、社会的・政治的な攻撃などを含め、より巧妙なサイバー攻撃が世界的に急増することが想定され、同市場は中長期的な拡大が見込まれます。実際に2022年1月に警察庁が公表した資料によれば、2021年のサイバー犯罪の国内検挙件数は前年比23.6%増の1万2,209件（確定値）となり、はじめて1万件を超えました。このようなサイバー空間における脅威の高まりを受けて、国会に警察法改正案が提出され、2022年4月にサイバー警察局が発足しました。また、中央省庁も連名での対策呼び掛けをしております。

マーケティング市場につきましても、ビッグデータ・人工知能（AI）・IoT等の技術革新が進み、DXやメタバースによる新たな事業機会の可能性が顕在化するとともに、SDGsの具現化に向けた事業機会も顕在化しております。

このような経営環境の下で、当社グループは、顧客ニーズに沿った最適なソリューション提供による受注拡大に注力いたしました。また、収益の最大化を目指し、アフターコロナも見据えたオンライン型のサイバーセキュリティトレーニングの開発・提供などソリューションの強化やアップセル・クロスセル戦略に加え、重点戦略分野であるサイバーセキュリティ分野、マーケティング分野及びこれらの関連分野における最先端の情報・技術・ノウハウの獲得並びに事業パートナーとの関係強化を推進いたしました。

これらの取組みにより、一部においてコロナ禍の影響を受けたものの、各事業部門は概ね堅調又は好調に推移し、新規ソリューションの収益化とパイプラインの拡大が順調に進捗いたしました。

また、事業のスピード化・効率化、マーケティング拠点としての活用、事業間連携や人材交流の活性化によるシナジー効果の創出などを目指し、2021年12月に東京都内に点在するグループ拠点の移転・統合を完了いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,931百万円（前期比31.5%増）となりました。また、グループ拠点の移転・統合による効率化とシナジー効果もあり、売上高に対する販売費及び一般管理費の割合は41.5%（前期は54.5%）に低下しました。その結果、営業利益70百万円（前期は営業損失304百万円）、経常利益50百万円（前期は経常損失325百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益38百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失434百万円）となり、当連結会計年度の各段階利益はいずれも黒字に転換いたしました。

事業別概況

セグメント別の営業状況（セグメント間の内部取引消去前）は、次のとおりであります。

（セキュリティ事業）

サイバートレーニングソリューションについては、新型コロナウイルス感染拡大が続く中、テレワークの拡大等事業環境の変化も踏まえ、トレーニングのリモート提供やプログラム開発、サイバーアーリーナの新設等を推進いたしました。2021年4月にはDXHR株式会社（東京都中央区、代表取締役CEO 前田 一成）との間で、近畿・中国・四国地方におけるサイバーセキュリティ教育に関する協業を目的として基本契約等を締結、7月に『CYBERGYM大阪』（大阪市東淀川区）を開設いたしました。また、2021年6月にはサイバープロセスマインド株式会社（旧社名：ATマーケティング株式会社、名古屋市中区、代表取締役 高木 克志）との間で、中部地方におけるサイバーセキュリティ教育に関する協業を目的として契約を締結、7月に『CYBERGYM名古屋』（名古屋市中区）を開設いたしました。さらに、2021年10月には株式会社アクト（東京都文京区、代表取締役社長 小林智彦）との間で北海道・九州地方におけるサイバーセキュリティ教育に関する協業を目的として契約を締結し、2022年3月に『CYBERGYM札幌』（北海道札幌市）及び『CYBERGYM福岡』（福岡県福岡市）を開設いたしました。官公庁や大手企業を始めとする様々な新規顧客も獲得し、併せて継続的な受注も増加いたしました。また、主要メディアでも紹介され、業界内でのブランド構築や地位も向上しております。

セキュリティ診断・調査ソリューションについては、セキュリティ対策ニーズの高まりを受け、売上・受注とも好調に推移いたしました。そのなかでも、機械学習・人工知能（AI）を応用した『ImmuniWeb@AI Platform』の引き合いが特に強く、従来の脆弱性診断・ペネトレーションテスト（侵入テスト）ソリューションに加え、サイバー

犯罪の急増を背景として、2021年8月にリリースしたダークウェブ等調査『ImmuniWeb@Discovery』の受注・引き合いが拡大しております。今後は、ImmuniWebシリーズのラインナップ増加を含め、更なる高付加価値ソリューションの拡充をはかるとともに、capture The Flag (CTF) 開催や参加も通じて業界内での地位を高め、拡大する需要を取り込むためにホワイトハッカー人材の増強を推進いたします。

情報セキュリティ規格(プライバシーマーク、ISO27001等)のコンサルティングサービスについては、自社開発のITツール「V-Series」の活用などを通じた競合他社との差別化や協業先との連携強化により、新規取得案件、更新案件ともに引き続き堅調に推移いたしました。このコンサルティングサービスによる事業基盤を各種サイバーセキュリティソリューションの展開に活用するとともに、同サービスと連携したサイバーリスクを可視化するセキュリティリスク分析サービス『V-sec』の提供や2022年4月1日の個人情報保護法の改正法施行に伴う事業機会の獲得に注力いたしました。

また、当社グループ各社の保有する販売チャネル、セキュリティソリューションの相互活用を強力に推進し、相互連携による受注も拡大いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は992百万円(前期比63.5%増)となりました。

(マーケティング事業)

マーケティングリサーチ部門、セールスプロモーション・広告代理部門とも中長期的な安定収益の確保及び成長の実現を目指し、引き続き、きめ細かい対応と最適なソリューション提供を通じたターゲット顧客との強固かつ広範な関係構築を推進いたしました。また、リサーチコンサルティング(オーダーメイド型の調査企画・設計・分析・実査)による顧客のマーケティング戦略や事業戦略上の課題解決の支援に注力するとともに、顧客のプロモーション活動を総合的にバックアップするため、常に最新のトレンドやマーケットニーズを見極めながら、最新のSPツールや長期にわたる企画・制作・編集実績を活かし、顧客企業と消費者の双方のニーズを満たす効果的な広告や販促プランの提案に努めました。これらの従来からの取組みに加え、オリジナルソリューションの開発、一気通貫型のソリューション提供に向けた外部企業との連携及びSDGsの具現化に向けた事業機会の獲得などを推進するとともに、iClick Interactive Asia Group Limited(香港、会長兼CEO Jian Tang博士)との連携を筆頭にインバウンドマーケティング・越境ECサービスなどのグローバルマーケティングの提供体制も構築いたしました。

受注面では、両部門において、デジタルマーケティング関連の受注が拡大し、新規顧客の開拓が順調に進捗しました。マーケティングリサーチ部門では、主要顧客を中心とした複数案件化が成果を見せ始めたことや、コロナ禍ならではの非対面リサーチが急成長してきたことで、リサーチ業務の受託が堅調に推移したほか、CXの最適化に向けた各種ソリューションの提供を本格化いたしました。セールスプロモーション・広告代理部門においても、きめ細かい対応と新規提案が奏功し、主要顧客である大手スーパーマーケットや大手食品メーカーからのデジタルマーケティング関連の受注が拡大したほか、SDGs、商品販売、VRなどの新規事業への足掛かりも構築いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるマーケティング事業の売上高は960百万円(前期比9.5%増)となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

受注実績

当連結会計年度におけるセキュリティ事業の受注実績は、次のとおりであります。なお、マーケティング事業の受注実績は、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

セグメントの名称	受注高（千円）	受注残高（千円）
セキュリティ事業	1,154,005	594,584

（注）セグメント間取引については、相殺消去しております。

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	増減	
	金額 （千円）	金額 （千円）	金額 （千円）	前年同期比 （％）
セキュリティ事業	591,607	971,855	380,247	64.3
マーケティング事業	876,928	959,978	83,050	9.5
合計	1,468,536	1,931,834	463,298	31.5

（注）1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）		当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
株式会社マルエツ	335,151	22.8	345,789	17.9

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて373百万円増加し、1,020百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて279百万円増加し、777百万円となりました。これは、売掛金（前連結会計年度末は受取手形及び売掛金として表示）が221百万円、契約資産が132百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて95百万円増加し、236百万円となりました。これは、グループ拠点の移転・統合などに伴い、建物及び構築物が27百万円、工具、器具及び備品が34百万円、敷金及び保証金が40百万円増加したことなどによります。

繰延資産は、前連結会計年度末並みの6百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて161百万円増加し、564百万円となりました。これは、短期借入金が66百万円、1年内返済予定の長期借入金が27百万円、未払金が53百万円増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて22百万円減少し、91百万円となりました。これは、役員退職慰労引当金が15百万円、長期借入金が12百万円減少したことなどによります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて234百万円増加し、364百万円となりました。これは、資本金及び資本剰余金等新株式の発行及び新株予約権の行使により、それぞれ90百万円増加、親会社に帰属する当期純利益により利益剰余金が38百万円増加したことなどによります。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の20.0％から35.3％となり、1株当たり純資産が11円72銭から30円34銭となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ13百万円減少し、183百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果、使用した資金は105百万円となりました。主な内訳は、税金等調整前当期純利益47百万円、売上債権の増加221百万円などとなります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果、使用した資金は168百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出105百万円、敷金及び保証金の差入による支出56百万円となります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果、獲得した資金は261百万円となりました。主な内訳は、株式の発行による収入179百万円、短期借入金の純増加額66百万円、長期借入金による収入60百万円となります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性について

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、第2「事業の状況」3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(3) キャッシュ・フローに記載のとおりであります。また、キャッシュ・フロー関連指標の推移は、次のとおりであります。

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
自己資本比率(%)	74.1	73.5	20.6	20.0	35.3
時価ベース自己資本比率(%)	236.0	271.6	180.9	511.1	357.9
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	-	-	-	-	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	-	-	-	-	-

(注) 1 自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

2 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

3 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

4 キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

5 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。

6 2018年3月期、2019年3月期、2020年3月期、2021年3月期及び2022年3月期につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスのため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオの表示はしていません。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績及び現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性を伴うため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理 の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

固定資産の減損処理

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

投資有価証券の評価

当社グループは、時価のない株式等については、実質価額が著しく低下した場合は、回収可能性を考慮して減損処理を行っております。

4 【経営上の重要な契約等】

当該連結会計年度において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 重要な設備の新設

事業のスピード化、効率化などのため東京都内に点在するグループ拠点の移転・統合のため、55,377千円の設備投資を実施いたしました

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (人)
			建物及び構築物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	
本社 (東京都港区)	共通	本社設備	31,754	23,623	7 (-)

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,288,000
計	25,288,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,859,000	12,269,100	名古屋証券取引所 セントレックス (事業年度末現在) ネクスト市場 (提出日現在)	単元株式数は100株であります。
計	11,859,000	12,269,100	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第8回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名
新株予約権の数(個)	4,350(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 435,000[412,200](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	247(注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年7月13日 至 2025年7月11日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 247.01 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役 会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割(無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

- (1) 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

- (2) 普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} + 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に読み替えるものとする。

- (3) 上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間内の各月において新株予約権者ごとに定める数の本新株予約権を行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合、当該組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ、当社より取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される本新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行している。

第9回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名
新株予約権の数(個)	6,072(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 607,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	259(注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年7月13日 至 2031年7月11日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 260 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

新株予約権の発行時(2021年7月12日)における内容を記載しております。

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割(無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(1) 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

(2) 普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} + 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に読み替えるものとする。

(3) 上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値の連続する21日間の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合、当該組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ、当社より取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される本新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件付新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6 本新株予約権は、新株予約権1個につき100円で有償発行している。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第7回新株予約権（2021年7月12日発行）

決議年月日	2021年6月24日
新株予約権の数（個）	9,145（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 914,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	222.3（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年7月12日 至 2025年7月11日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 226.8 資本組入額（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 本新株予約権の目的となる株式の種類と数

- （1）本第7回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式944,500株（本第7回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、下記（2）乃至（4）により割当株式数が調整される場合には、本第7回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- （2）当社が下記（注）2の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記（注）2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- （3）調整後割当株式数の適用開始日は、下記（注）2（3）及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- （4）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第7回新株予約権を有する者（以下、「本第7回新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記（注）2（3）（ ）の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 新株予約権の行使時の払込金額

- （1）本第7回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- （2）本第7回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、222.3円とする。但し、行使価額は（3）に定める調整を受ける。
- （3）行使価額の調整
当社は、本第7回新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{1}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- （ ）本項（ ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式

の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

() 本項 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

() 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

() 本項 () 乃至 () の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 () 乃至 () にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第7回新株予約権の行使請求をした本第7回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

() 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

() 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項 () の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名証終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

() 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記 () の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第7回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

() 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

() その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生、又は株主への配当により行使価額の調整を必要とするとき。

() 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第7回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記 () に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本第7回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第7回本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本第7回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第7回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第6回新株予約権(2020年2月10日発行)

	第4四半期会計期間 (2022年1月1日から 2022年3月31日まで)	第28期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	78	78
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	7,800	7,800
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	234.00	234.00
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	1,825	1,825
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	8,085	8,085
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	808,500	808,500
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	207.23	207.23
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	168,031	168,031

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	246,900	9,230,900	37,466	705,218	37,466	1,116,592
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)2	1,824,600	11,055,500	187,439	892,657	187,439	1,304,031
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)1	803,500	11,859,000	90,551	983,208	90,551	1,394,582

- (注) 1 新株発行及び新株予約権の行使によるものです。
2 新株予約権の行使によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	7	24	3	11	3,964	4,010	-
所有株式数(単元)	-	69	7,909	13,690	506	471	95,937	118,582	800
所有株式数の割合(%)	-	0.06	6.67	11.54	0.43	0.40	80.90	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
西澤管財株式会社	東京都中央区銀座4丁目9番8号	1,000,000	8.4
村松 澄夫	千葉県流山市	916,700	7.7
石原 紀彦	東京都世田谷区	593,900	5.0
星川 輝	大阪府八尾市	261,000	2.2
サンエイトV投資事業組合	東京都港区虎ノ門1丁目15番7号	224,900	1.9
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	214,300	1.8
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12番32号	195,721	1.7
滝川 武則	東京都板橋区	170,100	1.4
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	163,600	1.4
有限会社アート緑化	埼玉県飯能市中居134-1	162,100	1.4
計	-	3,902,321	32.9

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,858,200	118,582	-
単元未満株式	普通株式 800	-	-
発行済株式総数	11,859,000	-	-
総株主の議決権	-	118,582	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。当社グループは、今もなお成長の過程にあると認識しているため、内部留保の充実を図り、これを事業の効率化・競争力強化と事業規模の拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する将来の利益還元につながるかと考えております。従って、当面は内部留保の充実を優先した配当政策を継続する予定ですが、財政状態及び経営成績とのバランス及び内外の事業環境を総合的に勘案し、できるだけ早い時期に配当の実施を行い、株主に対する利益還元を目指す所存であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと捉え、法令に準拠した効率的かつ効果的なマネジメントシステムの確立と運営に努め、経営の監視機能と監査機能の実効性向上を図り、高いコンプライアンス意識の維持向上に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び役割分担等に従い、取締役会その他重要な会議への出席や業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。また、必要に応じて子会社の監査を実施しております。

イ 企業統治の体制の概要

・取締役会

取締役会は、代表取締役社長石原紀彦を議長として、松田孝裕、高橋恭一郎及び田村次朗の4名で構成されており、田村次朗は会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。原則として毎月1回の定例の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営意思決定を行っております。取締役会は、法令に定められた事項及びその他の経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する機関として、毎月の営業状況や業績の報告が行われ、重要な経営課題等について審議しております。また、原則として監査役も出席し、適宜意見が述べられております。

・経営会議

経営会議は、業務執行取締役、執行役員、事業子会社の代表者及び事業部門責任者で構成されており、定時取締役会の合間に月1回程度開催しております。経営会議では、各部門における業務の報告及び現状の課題に基づく議論や解決策の検討及び情報の交換・共有を行うほか、新製品・新サービスの企画等、重要な意思決定に付随する議論を行っております。また、必要に応じて監査役も出席しております。

・監査役会

監査役会は、奥山琢磨（常勤）、平山剛及び小松祐介の3名で構成されており、奥山琢磨及び小松祐介の両氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け協議を行い、または決議を行っております。各監査役は、法務、財務・会計、税務に関する専門的知見を生かし、取締役会や重要な会議への出席、取締役、内部監査担当、その他の従業員及び会計監査人等からの情報収集等を通じて、監査役会で定めたそれぞれの役割分担等に従い、取締役の職務執行を監査しております。原則として月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

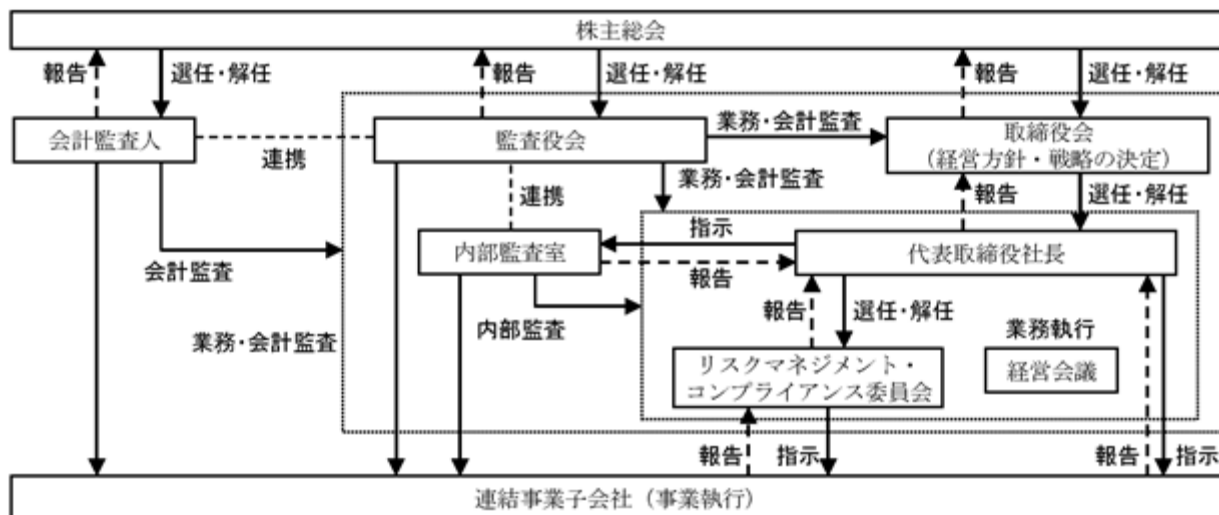
・内部監査室

代表取締役直轄の内部監査室（1名）を設置し、会社業務の適正な運営、的確な改善及び能率の向上を図るとともに、財産を保護し、不正・誤謬を防止するため、徹底した内部監査に取り組んでおります。内部監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携をとりながら内部統制を常に管理し、効率的な監査の実施に努めております。

ロ 当該体制を採用する理由

当社は、取締役会における経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の意思決定の充実及び業務執行状況の管理監督、並びに社外監査役を含む監査役会による取締役の業務執行の厳正な監査など、経営の意思決定及び管理監督を有効かつ適正に機能させるために下記の体制を整えております。

当社の機関・内部統制の関係図は次の通りであります。



企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備状況

当社は、適切な企業統治を行なうために、内部統制システム構築の基本方針に基づき、以下の内部統制システムの整備を行っております。なお、体制を構築するだけでなく、有効に機能させるために、適宜見直しを行っております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の基本方針に則った「企業行動憲章」及びコンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役及び使用人に法令・定款・社内規程の遵守を徹底させる。
- (2) 取締役及び使用人が法令又は定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発しても、内部通報制度運用規程を定めており、当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない。
- (3) 監査役は、監査法人及び内部監査部門と連携し、監査役規程・監査役会規則・監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- (4) コンプライアンス体制に係る規程に基づき、コンプライアンス委員会がコンプライアンス体制の構築を推進する。コンプライアンスの推進については、取締役及び使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務を遂行するよう教育・研修を実施する。
- (5) 内部監査部門は、各部門の業務実施状況を把握し、すべての業務が法令・定款・社内規程に準拠して適正に行われているかを調査・検証し、代表取締役社長及び監査役等に報告する。
- (6) 取締役会は、コンプライアンス体制を定期的に見直し、問題点の把握と改善に努める。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要な情報を速やかに入手できる体制を構築するものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を定め、業務執行に係るリスクを把握、分析し適切な対応を行うための全社的なリスク管理体制を構築する。全社的なリスク管理はリスクマネジメント委員会が統括し、各部門固有の業務に付随するリスクについては、当該部門において個別の規定、マニュアル等を整備するとともに使用人への教育を行うこととする。
- (2) 内部監査部門は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、リスクマネジメント体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (3) 不測の事態が発生した場合は、対応マニュアルに基づき代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えるものとする。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - (2) 取締役会において中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、計画を達成するため取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限と担当業務を明確にし、取締役及び各職位の権限と責任を明確にする。
- 5 当該株式会社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループの利益と発展を目的として関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については事前の協議を行うこととし、また経営状況と財政状況に係る定期的な報告を求めることとする。
 - (2) 当社グループ各社の状況に適したコーポレートガバナンス体制を構築する。また、原則として当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、当社グループとしての一体的かつ効率的な事業運営、業務執行及びリスク管理に努めるものとする。
 - (3) 当社と子会社との取引条件が、第三者との取引と比較して恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認することとする。
 - (4) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、子会社の管理体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役が職務を補助する使用人（以下、補助スタッフという）を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、補助スタッフを選出することとする。
 - (2) 補助スタッフに関する任命・異動、人事考課及び懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとする。
 - (3) 監査役は、補助スタッフの取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助スタッフは、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
 - (4) 監査役は、補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
- 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、会社の業務執行状況、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について直ちに報告するものとする。
 - (2) 監査役が取締役会その他重要な社内会議に出席し、重要な報告を適時受けられる体制を構築するとともに、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に追加の説明・報告を求めることができるものとする。
- 8 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- 9 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 10 その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役社長と監査役との定期的な会議を開催し、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的な会合を持ち、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保するものとする。

(3) 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家との連携を図る。

・リスク管理体制の整備状況

当社は、当社グループが営む事業において生じ得る様々なリスクについて、社内の各部門及び各事業会社からリスク情報を収集して的確に把握し、経営トップの主導による内部統制システムの構築、効率的な経営資源の配分等を通じて、当社グループ全体のリスクの管理、低減を図っています。また、リスク管理の担当部署は管理本部とし、不測の事態が生じた場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、専門家である弁護士及び会計監査人の助言を受け、全社一丸となって迅速な対応を行います。

・責任限定契約の概要

1 当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重大過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、取締役遠藤典子、監査役奥山琢磨及び小松祐介との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3 当社は、優秀な人材の確保ならびに職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

・取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

・株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

1 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的に自己株式を取得することができることを目的とするものです。

2 当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 兼CEO	石原 紀彦	1977年5月4日	2001年4月 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社入社 2004年8月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2009年2月 日本コアパートナー株式会社取締役副社長 2011年1月 株式会社アトミックスメディア取締役 2011年3月 サンインベストメント合同会社設立 代表社員(現任) 2013年9月 みやこキャピタル株式会社取締役 2014年4月 サンインベストメント株式会社設立 代表取締役(現任) 2014年6月 株式会社アトミックスメディア代表取締役 2017年3月 株式会社アトミックスメディア取締役 2017年6月 当社取締役 2018年1月 当社代表取締役社長 2018年1月 Strategic Cyber Holdings LLC Chairman of the Board & CEO(現任) 2018年9月 株式会社CEL取締役(現任) 2020年6月 当社代表取締役社長兼CEO(現任) 2020年6月 株式会社バルク代表取締役社長兼CEO 2020年8月 株式会社サイバージムジャパン 代表取締役社長兼CEO(現任) 2021年6月 株式会社マーケティング・システム・サービス 取締役(現任) 2022年6月 株式会社バルク取締役(現任)	(注)3	607,100
取締役 COO	松田 孝裕	1960年5月20日	1983年4月 富士通株式会社入社入社 2003年11月 ソフトブレーション株式会社入社 2004年3月 同社取締役副社長 2005年6月 同社代表取締役社長 2008年6月 ティ・エムコンサルティング株式会社設立 代表取締役(現任) 2011年4月 コムチュア株式会社常務取締役 2012年5月 株式会社エアウィーヴ取締役副社長 2014年9月 同社代表取締役社長 2018年6月 当社取締役 2018年11月 Strategic Cyber Holdings LLC 日本支社代表(現任) 2020年2月 株式会社マーケティング・システム・サービス取締役 2020年6月 当社取締役COO(現任) 2020年6月 株式会社バルク取締役COO 2020年8月 株式会社サイバージムジャパン 取締役COO(現任) 2021年5月 株式会社マーケティング・システム・サービス 代表取締役社長(現任) 2022年6月 株式会社バルク取締役(現任)	(注)3	159,300
取締役 CFO	高橋 恭一郎	1975年1月1日	1997年4月 大和証券株式会社入社 1999年4月 大和証券エスピー・キャピタルマーケット株式会社(現 大和証券株式会社)入社 2005年9月 オリックス証券株式会社(現 マネックス証券株式会社)入社 2013年2月 MITホールディングス株式会社入社 2015年4月 バルクホールディングス株式会社入社 2018年4月 同社執行役員 2019年6月 同社上席執行役員CFO 2019年6月 株式会社マーケティング・システム・サービス監査役(現任) 2020年2月 株式会社CEL取締役 2020年6月 当社取締役CFO(現任) 2020年8月 株式会社サイバージムジャパン 監査役(現任) 2021年6月 株式会社CEL 監査役(現任)	(注)3	41,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	田村 次朗	1959年2月9日	1991年4月 アメリカ企業公共政策研究所(AEI)ブルッキングス研究所、アメリカ上院議員事務所 客員研究員 1992年9月 ジョージタウン大学ロー・スクール 客員教授兼任教授 1997年4月 慶應義塾大学法学部 教授(現任) 2001年4月 ホワイト&ケース法律事務所 特別顧問(現任) 2001年9月 弁護士登録 2009年9月 ダボス会議「交渉と紛争解決」委員会委員 2010年9月 ハーバード国際交渉学プログラム インターナショナル・アカデミック・アドバイザー(現任) 2015年4月 交渉学協会 理事長(現任) 2018年9月 社会実学研究所 所長 2019年4月 日本説得交渉学会 会長(現任) 2020年7月 田村總研株式会社 代表取締役社長(現任) 2020年11月 株式会社サイバージムジャパン エグゼクティブ・アドバイザー(現任) 2021年6月 当社取締役(現任)	(注)1 (注)3	1,000
常勤監査役	奥山 琢磨	1971年12月23日	2002年4月 あずさ監査法人入所(現 有限責任あずさ監査法人) 2005年5月 公認会計士登録 2013年10月 奥山琢磨公認会計士事務所開設 代表(現任) 2016年6月 当社監査役 2017年3月 仲田マネージメントサービス株式会社代表取締役(現任) 2018年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)5	-
監査役	平山 剛	1980年8月1日	2004年4月 株式会社ピラミッドフィルム入社 2007年6月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2009年12月 公認会計士登録 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表(現任) 2010年1月 伊藤 見富法律事務所(現 モリソンフォースター法律事務所)入所 2012年10月 株式会社オモロキ取締役(現任) 2015年3月 タイラカ総合法律事務所設立 代表(現任) 2015年4月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師 2017年6月 当社社外取締役 2018年9月 フリー株式会社社外監査役 2019年6月 当社監査役(現任) 2020年6月 ソーシャルワイヤー株式会社社外監査役(現任)	(注)4	21,500
監査役	小松 祐介	1974年7月2日	1997年6月 公認会計士大浦俊一事務所入所 2001年6月 税理士登録 2001年7月 小松祐介税理士事務所(屋号 アークス総合会計事務所設立 代表(現任)) 2005年2月 K T A X株式会社代表取締役(現任) 2016年5月 東洋通信工業株式会社監査役(現任) 2019年6月 当社監査役(現任)	(注)4	1,000
計					831,700

- (注) 1 取締役田村次朗は、社外取締役であります。
 2 監査役奥山琢磨及び小松祐介は、社外監査役であります。
 3 取締役石原紀彦、松田孝裕、高橋恭一郎及び田村次朗の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4 監査役平山剛及び小松祐介の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 5 監査役奥山琢磨の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役奥山琢磨は、名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役田村次朗は、大学教授・弁護士として培った豊富な経験及び幅広く高度な見識を有しております。その豊富な経験と高度な見識は、当社グループの成長、企業価値向上及びリスクマネジメント強化の観点から大変有益であり、重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると期待しております。同氏が代表を務める会社に当社子会社がセミナー及び研修の講師などを委託しておりますが、当該取引の規模及び金額は軽微であり、その他同氏と当社との間に人的関係、資本的関係の利害関係はありません。

社外監査役奥山琢磨は、公認会計士として会計監査分野及び税務分野における実績と深い見識を有しております。その豊富な経験と深い見識を当社の監査に反映し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを期待しております。また、公認会計士としての専門的かつ豊富な知識・経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役小松祐介は、税理士として税務分野及び会計分野における実績と深い見識を有しております。その豊富な経験と深い見識を当社の監査に反映し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを期待しています。また、税理士としての専門的かつ豊富な知識・経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社では、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準はありませんが、経歴及び当社との関係性を考慮し、当社の経営陣から独立した立場で適切な助言・提言を行って頂ける方を選任しております。

当社において社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため、取締役会等の重要な会議に出席し、豊富な経験、幅広い見識に基づき、専門的・客観的見地から助言・提言を行っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外監査役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性のある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを基本的な考え方として選任しております。監査役は、社内・社外監査役の区分を問わずそれぞれ独立の立場から監査計画・分担に従って監査を実施しております。また、内部監査室、会計監査人、監査役との間では、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携をはかり監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

当社の企業統治において社外取締役又は社外監査役が果たす役割は、経営の意思決定機関及び業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、取締役4名中1名を社外取締役並びに監査役3名中2名を社外監査役とすることで、外部からの客観的、中立的な経営監督及び経営監視の機能を構築しております。なお、社外監査役と監査法人との相互連携については、各四半期及び本決算時の年4回、監査法人より会計監査手続き及び監査結果の概要について報告を受け意見交換を行うほか、適宜、会計監査の状況等の報告を受け協議を行い、その内容を社外監査役の監査業務に反映しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は3名（うち、常勤監査役1名、社外監査役2名）で構成され、監査役監査は、「監査役監査規程」に従い行われております。

監査役は、監査計画及び所定の定例監査又は臨時監査手続きに従い、常勤監査役を中心として、取締役会や経営会議など社内の重要な会議へ出席すると共に、議事録、稟議書、契約書等の書類の査閲、関係者へのヒアリング、会計監査人による監査への立会い、実地調査等の方法により監査を実施しております。

監査役は、必要に応じて内部監査室、会計監査人及び内部統制部門と意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に努めております。

当事業年度の監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
奥山 琢磨	13回	13回
平山 剛	13回	13回

小松 祐介	13回	13回
-------	-----	-----

常勤監査役奥山琢磨は、公認会計士としての会計監査業務における豊富な経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、独立の立場から経営全般及び主として財務・会計関連分野における当社の経営を監査・監督しております。

監査役平山剛は、弁護士業務及び会計監査業務で培われた法務及び会計分野での豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般及び主として法務関連分野における当社の経営を監査・監督しております。

監査役小松祐介は、税理士としての税務分野及び会計分野における豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営全般及び主として税務・会計関連分野における当社の経営を監査・監督しております。

内部監査の状況

当社の内部監査組織として、社長直轄の組織である内部監査室を設置しており、1名で構成されております。内部監査には、事業年度の監査計画に基づいて継続的に行う「定例監査」並びに社長の特命又は必要に応じて随時行う「臨時監査」があります。内部監査は、「内部監査規程」に従って実施し、法令及び定款、諸規程等のルールに沿って適正に会計処理、業務活動が行われているか、効率的に業務が行われているかを監査しております。また、個人情報を含めた情報管理、衛生管理等も監査しております。監査の結果、要改善事項があった場合には、被監査部門と内部統制部門の責任者に通知し、被監査部門は改善措置の方法、計画及び、実施状況の回答書を内部監査室経由で、社長に提出しております。

内部監査室は、必要に応じて監査役会、会計監査人及び内部統制部門と意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に努めております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

K D A 監査法人

b 継続監査期間

11年

c 業務を執行した公認会計士

指定社員業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌

指定社員業務執行社員 公認会計士 毛利 優

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名です。

e 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針としては、監査業務に関わる豊富な知識及び監査業務執行の正確性が高い監査法人を選定することとしております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定致します。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、常勤監査役が適時実施する監査法人との意見交換、監査業務の監視及び検証等により適宜実施され、監査役会において報告しております。常勤監査役である奥山琢磨氏は公認会計士の資格を有しており、常勤監査役との意見交換により、細部にわたり評価を実施しております。

当事業年度におけるK D A 監査法人の監査の方法及び結果は相当であると評価しております。

監査報酬の内容等

1 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,000	-	21,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21,000	-	21,000	-

2 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(上記1を除く)

該当事項はありません。

3 その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

4 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

5 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の取締役の基本報酬は、基本報酬(金銭報酬)のみで構成され、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬として、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会の決議により決定するものとしております。

個人別の報酬額については、代表取締役社長がその具体的内容について提案し、取締役会決議にて決定するものとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	支給人員	基本報酬	摘要
取締役	5名	115,200千円	うち社外2名9,900千円
監査役	3名	16,800千円	うち社外2名11,400千円
合計	8名	132,000千円	うち社外4名21,300千円

- (注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 当事業年度末の人員は、取締役4名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第27期定時株主総会において年額150百万円と決議いただいております。
 監査役の報酬限度額は、2001年6月29日開催の第7期定時株主総会において年額20百万円と決議いただいております。
 取締役の報酬等の総額には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬額が含まれております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在致しません。

(5) 【株式の保有状況】

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)は当社であり、保有状況については以下のとおりです。

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式を中長期的な企業価値向上の効果や経済合理性など様々な観点から定期的に検証し、その意義が認められなくなった銘柄については、適宜適切に売却していく方針です。

なお、取締役会は、定期的に純投資目的以外の目的である投資株式について、将来の事業戦略や事業上の関係などを踏まえ、個別に検証を行い、保有継続の可否を判断しています。

- b. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

d. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	-	1	-
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

e. 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

f. 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、K D A 監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準の内容又はその変更等を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	196,768	183,493
受取手形及び売掛金	213,945	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	435,768
商品及び製品	9	34,194
仕掛品	1,209	11,821
原材料及び貯蔵品	185	193
その他	85,958	111,966
流動資産合計	498,077	777,438
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,623	34,554
減価償却累計額	1 3,623	1 7,242
建物及び構築物(純額)	-	27,312
車両運搬具	7,681	2,207
減価償却累計額	1 7,681	1 2,207
車両運搬具(純額)	-	-
工具、器具及び備品	54,172	97,212
減価償却累計額	1 50,462	1 58,661
工具、器具及び備品(純額)	3,709	38,551
有形固定資産合計	3,709	65,863
無形固定資産		
のれん	33,223	28,476
ソフトウェア	29,632	38,627
無形固定資産合計	62,855	67,104
投資その他の資産		
関係会社株式	15,194	-
敷金及び保証金	37,342	77,438
繰延税金資産	5,117	11,418
保険積立金	14,785	-
その他	6,267	18,800
貸倒引当金	3,750	3,750
投資その他の資産合計	74,957	103,907
固定資産合計	141,523	236,875
繰延資産		
株式交付費	5,337	1,265
社債発行費等	1,791	4,900
繰延資産合計	7,129	6,166
資産合計	646,730	1,020,479

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	136,906	145,611
短期借入金	-	66,640
1年内返済予定の長期借入金	22,790	50,016
未払金	48,095	101,773
未払費用	10,263	11,096
未払法人税等	10,080	15,167
賞与引当金	6,328	2,488
ポイント引当金	6,699	6,896
事業所閉鎖損失引当金	18,933	9,834
前受金	105,827	-
契約負債	-	92,110
その他	36,516	62,767
流動負債合計	402,439	564,403
固定負債		
長期借入金	54,964	42,448
役員退職慰労引当金	15,750	-
退職給付に係る負債	43,101	49,086
固定負債合計	113,815	91,534
負債合計	516,255	655,938
純資産の部		
株主資本		
資本金	892,657	983,208
資本剰余金	1,304,031	1,394,582
利益剰余金	2,055,713	2,017,177
株主資本合計	140,975	360,614
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	11,404	800
その他の包括利益累計額合計	11,404	800
新株予約権	903	4,726
純資産合計	130,475	364,541
負債純資産合計	646,730	1,020,479

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	1,468,536	1,931,834
売上原価	972,833	1,059,945
売上総利益	495,703	871,888
販売費及び一般管理費	1,800,025	1,801,822
営業利益又は営業損失()	304,322	70,066
営業外収益		
受取利息	2	712
為替差益	13,728	-
解約金収入	-	10,000
助成金収入	2,819	240
保険配当金	4,374	-
その他	57	71
営業外収益合計	20,981	11,023
営業外費用		
支払利息	1,451	4,394
株式交付費償却	12,381	5,328
社債発行費等償却	2,150	3,429
減価償却費	21,620	-
為替差損	-	2,345
持分法による投資損失	4,305	15,194
その他	236	342
営業外費用合計	42,145	31,035
経常利益又は経常損失()	325,486	50,053
特別利益		
固定資産売却益	2,78,004	2,2,221
新株予約権戻入益	-	899
特別利益合計	78,004	3,120
特別損失		
減損損失	3,11,748	3,5,929
投資有価証券評価損	145,073	-
事業所閉鎖損失引当金繰入額	18,143	-
特別損失合計	174,965	5,929
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	422,446	47,244
法人税、住民税及び事業税	15,534	15,009
法人税等調整額	3,470	6,300
法人税等合計	12,063	8,708
当期純利益又は当期純損失()	434,509	38,536
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	434,509	38,536

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	434,509	38,536
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	12,406	-
為替換算調整勘定	15,779	10,604
その他の包括利益合計	1, 2 3,372	1, 2 10,604
包括利益	437,882	49,140
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	437,882	49,140
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	705,218	1,116,592	1,621,203	200,607
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	187,439	187,439		374,878
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			434,509	434,509
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	187,439	187,439	434,509	59,631
当期末残高	892,657	1,304,031	2,055,713	140,975

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12,406	4,375	8,031	5,991	198,567
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）				5,087	369,790
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					434,509
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,406	15,779	3,372		3,372
当期変動額合計	12,406	15,779	3,372	5,087	68,092
当期末残高	-	11,404	11,404	903	130,475

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	892,657	1,304,031	2,055,713	140,975
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	90,551	90,551		181,102
親会社株主に帰属する当期純損失()			38,536	38,536
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	90,551	90,551	38,536	219,638
当期末残高	983,208	1,394,582	2,017,177	360,614

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	-	11,404	11,404	903	130,475
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)				140	180,961
親会社株主に帰属する当期純損失()					38,536
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		10,604	10,604	3,963	14,567
当期変動額合計	-	10,604	10,604	3,822	234,065
当期末残高	-	800	800	4,726	364,541

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	422,446	47,244
減価償却費	92,595	19,618
減損損失	11,748	5,929
のれん償却額	4,746	4,746
ポイント引当金の増減額(は減少)	2,978	196
賞与引当金の増減額(は減少)	13,623	3,839
事業所閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	18,143	9,609
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	4,764	5,985
受取利息及び受取配当金	3	713
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	-	15,750
支払利息	1,451	4,394
固定資産売却損益(は益)	78,004	2,221
持分法による投資損益(は益)	-	15,194
投資有価証券評価損益(は益)	145,073	-
新株予約権戻入益	-	899
売上債権の増減額(は増加)	28,582	221,822
棚卸資産の増減額(は増加)	9,252	44,804
未収入金の増減額(は増加)	364	21,815
仕入債務の増減額(は減少)	35,780	51,480
前受金の増減額(は減少)	28,453	13,716
未払消費税等の増減額(は減少)	8,479	10,073
未払費用の増減額(は減少)	3,822	833
その他	59,729	83,877
小計	116,007	85,617
利息及び配当金の受取額	3	713
利息の支払額	1,400	6,081
法人税等の支払額	10,565	16,121
法人税等の還付額	2,178	1,405
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,791	105,701
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社株式の取得による支出	19,500	-
貸付けによる支出	-	15,000
有形固定資産の取得による支出	11,285	105,220
有形固定資産の売却による収入	-	2,221
無形固定資産の取得による支出	74,253	17,882
敷金及び保証金の差入による支出	2,152	56,840
保険積立金の解約による収入	-	14,785
その他	3,483	9,233
投資活動によるキャッシュ・フロー	110,673	168,702
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	66,640
長期借入れによる収入	-	60,000
長期借入金の返済による支出	36,684	45,290
社債の償還による支出	60,000	-
株式の発行による収入	369,790	179,779
財務活動によるキャッシュ・フロー	273,106	261,129
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	36,641	13,274
現金及び現金同等物の期首残高	160,127	196,768
現金及び現金同等物の期末残高	1 196,768	1 183,493

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
主要な連結子会社の名称	株式会社バルク 株式会社マーケティング・システム・サービス Strategic Cyber Holdings LLC 株式会社CEL 株式会社サイバージムジャパン

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数	2社
関連会社の名称	株式会社アトラス・コンサルティング 株式会社クロスポイントセキュリティジム

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

棚卸資産

商品および製品

個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3年～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ポイント引当金

リサーチモニターに対して付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

事業所閉鎖損失引当金

閉鎖した事業所について、当該閉鎖に伴い発生する将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社3社（株式会社バルク、株式会社マーケティング・システム・サービス、株式会社サイバージムジャパン）は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループにおける主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

セキュリティ事業

情報セキュリティ認証コンサルティングサービス、サイバーセキュリティトレーニングサービス及び保守サービスについては、一定期間にわたり契約上の履行義務が充足するため、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。また、契約によって定められた時期にその対価を受領しております。

脆弱性診断等サービスについては、納品又は検収が完了する一時点で契約上の履行義務が充足するため、納品又は検収の完了時に収益を認識しております。

サイバーアーリーナ提供については、機器の販売及びライセンス・ノウハウ等の提供を契約上の履行義務としております。機器の販売については、機器の引渡し完了する一時点で契約上の履行義務が充足するため、引渡し完了時に収益を認識し、ライセンス・ノウハウ等の提供については、履行義務の内容に応じて、検収が完了する一時点又は一定期間にわたり収益を認識しております。また、契約によって定められた時期にその対価を受領しております。

マーケティング事業

マーケティングリサーチサービス、セールスプロモーション・広告代理サービスについては、納品又は検収が完了する一時点で契約上の履行義務が充足するため、納品又は検収の完了時に収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

期末において計上しているのれんの評価の見積りについては、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。ただし、新型コロナウイルスによる影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度以降の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん 28,476千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

上記のれんにつきましては、減損の兆候を識別し減損の認識テストを実施しており、測定における回収可能価額は使用価値または正味売却価額により十分に検討し、回収可能価額をのれんに計上しております。

また、当期において検討したのれんの回収可能性については、翌期以降、内容の見直しを行います。将来の見込みの変化やその他の要因に基づきのれんの回収可能価額が変更された場合、のれんから生じる減損損失の計上により税金等調整前当期純利益が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に表示し、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用方針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

- 1 減価償却累計額には、減損損失累計額を含んだ金額で表示しております。
減損損失累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
建物及び構築物	3,385千円	3,652千円
車両運搬具	3,346千円	303千円
工具、器具及び備品	25,415千円	29,177千円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	194,937千円	167,729千円
給与手当	154,591千円	187,257千円
賞与引当金繰入額	8,528千円	2,488千円
退職給付費用	3,995千円	5,094千円
のれん償却額	4,746千円	4,746千円
地代家賃	67,908千円	53,574千円

支払報酬 59,486千円 49,700千円

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
備品、サイバーセキュリティ施設運営権等	78,004千円	- 千円
車両運搬具	- 千円	2,221千円
計	78,004千円	2,221千円

3 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
本社	共用資産	備品、ソフトウェア	4,884
セキュリティ事業	事業用資産	建物附属設備、備品、ソフトウェア、サイバーセキュリティ施設運営権等	3,902
マーケティング事業	事業用資産	車両、備品、ソフトウェア	2,960
合計			11,748

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
本社	共用資産	建物附属設備、備品、ソフトウェア	5,929
合計			5,929

（資産グルーピング方法）

当社グループは、減損損失の算定にあたって、事業セグメントを基準に独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別し、資産のグルーピングを行っております。

（減損損失の認識に至った経緯）

事業用資産及び共用資産は、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、回収可能額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

なお、当社資産グループの回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により算定しております。

正味売却価額については、資産の譲渡価額に基づき算定した金額を時価の算定方法として減損損失を測定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	12,406千円	- 千円
組替調整額	- 千円	- 千円
計	12,406千円	- 千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	15,779千円	10,604千円
その他の包括利益合計	3,372千円	10,604千円

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	12,406千円	- 千円
税効果額	- 千円	- 千円
税効果調整後	12,406千円	- 千円
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	15,779千円	10,604千円
税効果額	- 千円	- 千円
税効果調整後	15,779千円	10,604千円
その他の包括利益合計		
税効果調整前	3,372千円	10,604千円
税効果額	- 千円	- 千円
税効果調整後	3,372千円	10,604千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,230,900	1,824,600	-	11,055,500

(注) 当連結会計年度における増加は、第5回、第6回新株予約権の一部が行使されたことによるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の第2回新株予約権	普通株式	899,200	-		899,200	899
	第5回新株予約権	普通株式	1,023,900	-	1,023,900	-	-
	第6回新株予約権	普通株式	808,500	-	800,700	7,800	4
合計		-	2,731,600	-	1,824,600	907,000	903

(注) 第5回及び第6回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	11,055,500	803,500	-	11,859,000

（注）当連結会計年度における増加は、新株の発行及び第6回、第7回及び第8回新株予約権の一部が行使されたことによるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとしての 第2回新株予約権	普通株式	899,200	-	899,200	-	-
	第6回新株予約権	普通株式	7,800	-	7,800	-	-
	第7回新株予約権	普通株式	-	944,500	30,000	914,500	4,115
	第8回新株予約権	普通株式	-	526,200	91,200	435,000	4
	第9回新株予約権	普通株式	-	607,200	-	607,200	607
合計		-	907,000	2,077,900	1,028,200	1,956,700	4,726

- （注）1 第7回、第8回及び第9回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2 第2回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の消滅によるものであります。
3 第6回、第7回及び第8回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
現金及び預金勘定	196,768千円	183,493千円
現金及び現金同等物	196,768千円	183,493千円

（リース取引関係）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、余裕資金の範囲内での運用を目的として、安全性の高い短期的な金融サービス、預金等に限定し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	196,768	196,768	-
(2) 受取手形及び売掛金	213,945	213,945	-
資産計	410,713	410,713	-
(1) 支払手形及び買掛金	136,906	136,906	-
(2) 未払金	48,095	48,095	-
(3) 長期借入金(1)	77,754	77,754	-
負債計	262,755	262,755	-

(1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)、(4) 社債

長期借入金及び社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合もしくは社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた金額とほぼ等しいと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	15,194

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金(千円)	196,768	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金(千円)	213,945	-	-	-	-	-
合計(千円)	410,713	-	-	-	-	-

4 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金(千円)	22,790	20,016	20,016	14,932	-	-
合計(千円)	22,790	20,016	20,016	14,932	-	-

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、余裕資金の範囲内での運用を目的として、安全性の高い短期的な金融サービス、預金等に限定し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	435,768	435,768	-
資産計	435,768	435,768	-
(1) 支払手形及び買掛金	145,611	145,611	-
(2) 未払金	101,773	101,773	-
(4) 短期借入金	66,640	66,640	-
(5) 長期借入金(2)	92,464	91,987	476
負債計	406,489	406,012	476

(1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が低いレベルに時価を分類しています。

資産

(1) 売掛金、(2) 契約資産

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 契約負債、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル2の時価に分類しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	-

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金（千円）	183,493	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金（千円）	435,768	-	-	-	-	-
合計（千円）	619,262	-	-	-	-	-

4 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金（千円）	66,640	-	-	-	-	-
長期借入金（千円）	50,016	27,516	14,932	-	-	-
合計（千円）	116,656	27,516	14,932	-	-	-

5 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当なし	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当なし	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-
長期借入金	-	91,987	-	91,987
負債計	-	91,987	-	91,987

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の残存期間の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	677,735	677,735
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	677,735	677,735
合計		-	677,735	677,735

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	677,735	677,735
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	677,735	677,735
合計		-	677,735	677,735

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社2社は非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社2社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	38,336 千円
退職給付費用	6,714 千円
退職給付の支払額	1,950 千円
退職給付に係る負債の期末残高	43,101 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	43,101 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	43,101 千円
退職給付に係る負債	43,101 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	43,101 千円

(3) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	6,714 千円
----------------	----------

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社3社は非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社3社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	43,101 千円
退職給付費用	7,887 千円
退職給付の支払額	1,902 千円
退職給付に係る負債の期末残高	49,086 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	49,086 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	49,086 千円
退職給付に係る負債	49,086 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	49,086 千円

(3) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	7,887 千円
----------------	----------

(ストック・オプション等関係)

(追加情報)

1. 失効により利益として計上した金額

(単位;千円)

第2回新株予約権	当連結会計年度
	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
新株予約権戻入益	899

2. 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	899,200
付与	-
失効	899,200
権利確定	-
未確定残	-

単価情報

権利行使価格 (円)	300
行使時平均株価 (円)	-

3. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金又は資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

	前連結会計年度 (2021年 3月31日)	当連結会計年度 (2022年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,090千円	7,483千円
未払事業税	493千円	1,989千円
未払費用	- 千円	1,030千円
未払家賃	- 千円	5,118千円
ポイント引当金	2,421千円	2,385千円
商品評価損	1,463千円	1,439千円
退職給付に係る負債	14,488千円	16,332千円
売掛金	- 千円	5,188千円
役員退職慰労引当金	5,447千円	- 千円
減損損失否認額	17,575千円	12,596千円
投資有価証券評価差額	- 千円	- 千円
投資有価証券評価損	207,522千円	207,522千円
資産除去債務	1,479千円	354千円
連結子会社の時価評価に伴う評価差額	101千円	101千円
貸倒引当金	1,297千円	1,297千円
投資損失引当金	- 千円	- 千円
その他	132千円	18千円
繰越欠損金	412,873千円	429,666千円
繰延税金資産小計	667,388千円	692,524千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	412,873千円	429,666千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	248,456千円	249,184千円
評価性引当額 小計(注)	661,329千円	678,850千円
繰延税金資産 合計	6,058千円	13,674千円
繰延税金負債		
商品	- 千円	1,882千円
未収事業税	- 千円	372千円
連結子会社の時価評価に伴う評価差額	940千円	- 千円
繰延税金負債 合計	940千円	2,255千円
繰延税金資産の純額	5,117千円	11,418千円

(注) . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2021年 3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	3,792	7,928	20,816	2,846	47,416	330,073	412,873
評価性引当額	3,792	7,928	20,816	2,846	47,416	330,073	412,873
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2022年 3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	20,816	2,846	47,416	14,500	-	344,086	429,666
評価性引当額	20,816	2,846	47,416	14,500	-	344,086	429,666
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率		33.1%
(調整)	税金等調整前当 期純損失である ため注記を省略 しております。	
交際費等永久に損金に算入されない項目		8.1
住民税均等割		3.9
評価性引当金		26.5
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		18.4

(資産除去債務関係)
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(収益認識関係)」に記載のとおりであります。
3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	213,945
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	435,768
契約資産(期首残高)	-
契約資産(期末残高)	-
契約負債(期首残高)	105,827
契約負債(期末残高)	92,110

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務はセキュリティ事業における情報セキュリティ認証コンサル及びサイバーアーリーナ提供に関するものであり、残存履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	当連結会計年度
1年以内	17,421
1年超2年以内	17,421
2年超3年以内	17,421
3年超4年以内	17,421
4年超5年以内	4,355
合計	74,040

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法等

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的な検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、各事業別に包括的な戦略を立案して事業活動を展開しております。従って、当連結会計年度におきましては、「セキュリティ事業」及び「マーケティング事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの内容

「セキュリティ事業」では、主に情報セキュリティコンサルティングサービス、サイバーセキュリティトレーニングサービス、脆弱性診断・ペネトレーションテストサービス及びその他サイバーセキュリティソリューションを提供しております。

「マーケティング事業」では、主にマーケティングリサーチサービス及びセールスプロモーションサービスを提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	セキュリティ事業	マーケティング 事業			
売上高					
外部顧客への売上高	591,607	876,928	1,468,536	-	1,468,536
セグメント間の内部売上高又は振替高	15,700	-	15,700	15,700	-
計	607,307	876,928	1,484,236	15,700	1,468,536
セグメント利益又は損失 ()	103,131	56,796	46,335	257,987	304,322
セグメント資産	393,659	403,602	797,261	150,531	646,730
その他の項目					
減価償却費	91,835	759	92,595	-	92,595
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	42,599	3,710	46,310	4,884	51,195

- (注) 1 外部顧客への売上高の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない外部顧客への売上高であります。
 2 セグメント利益又は損失()の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 3 セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産であります。
 4 減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。
 6 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	セキュリティ事業	マーケティング 事業			
売上高					
顧客との契約から生じる収益	971,855	959,978	1,931,834	-	1,931,834
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	971,855	959,978	1,931,834	-	1,931,834
セグメント間の内部売上高又は振替高	21,035	100	21,135	21,135	-
計	992,890	960,078	1,952,969	21,135	1,931,834
セグメント利益	166,007	149,353	315,361	245,294	70,066
セグメント資産	768,007	254,429	1,022,437	1,957	1,020,479
その他の項目					
減価償却費	12,522	656	13,179	6,438	19,618
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	36,807	3,495	40,303	56,392	96,695

- (注) 1 外部顧客への売上高の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない外部顧客への売上高であります。
2 セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3 セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産であります。
4 減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
6 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社マルエツ	335,151	マーケティング事業

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社マルエツ	345,789	マーケティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	セキュリティ事業	マーケティング事業	合計		
減損損失	3,902	2,960	6,863	4,884	11,748

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	セキュリティ事業	マーケティング事業	合計		
減損損失	-	-	-	5,929	5,929

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表計上額
	セキュリティ事業	マーケティング事業	合計		
当期償却額	-	4,746	4,746	-	4,746
当期末残高	-	33,223	33,223	-	33,223

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表計上額
	セキュリティ事業	マーケティング事業	合計		
当期償却額	-	4,746	4,746	-	4,746
当期末残高	-	28,476	28,476	-	28,476

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社アト ラス・コンサル ティング	東京都 江東区	20	事業戦略コンサ ルティング	(所有) 直接20.00%	資金の援助	資金の貸付	-	長期貸付金 (注1)	32,400
							資金の回収	-		
							利息の受取	-	貸倒引当金 (注1)	32,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 株式会社アトラス・コンサルティングに対する貸付金残高合計32,400千円については、全額回収可能性がないと判断し全額を減額しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社アト ラス・コンサル ティング	東京都 江東区	20	事業戦略コンサ ルティング	(所有) 直接20.00%	資金の援助	資金の貸付	-	長期貸付金 (注1)	32,400
							資金の回収	-		
							利息の受取	-	貸倒引当金 (注1)	32,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 株式会社アトラス・コンサルティングに対する貸付金残高合計32,400千円については、全額回収可能性がないと判断し全額を減額しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員等
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社の役員及び近親者が議決権の過半数を所有している会社等	CyberGym Control Ltd. (注1)	イスラエル ハデラ市	4,369	サイバーセキュリティソリューションの提供	-	共同事業パートナー	サイバーセキュリティトレーニング施設の取得、ライセンス料の支払い等 (注2)	90,885	買掛金	14,226
									未払金	5,015
							前渡金	62,336		
							固定資産の譲渡 (注3)	281,165	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 子会社であるStrategic Cyber Holdings LLCのBoard memberであるOfir Hasonは、CyberGym Control Ltd.の議決権の過半数を所有(間接所有分を含む)し、同社のCEOを兼務しております。
- 2 価格等の取引条件は、一般的な取引条件を参考にして、当事者間で協議のうえ決定しております。
- 3 固定資産の譲渡価額は、2020年3月末時点の簿価(米ドル建て)としております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社の役員及び近親者が議決権の過半数を所有している会社等	CyberGym Control Ltd. (注1)	イスラエル ハデラ市	4,369	サイバーセキュリティソリューションの提供	-	共同事業パートナー	サイバーセキュリティトレーニング施設の取得、ライセンス料の支払い等 (注2)	129,455	買掛金	35,988
									未払金	5,821

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 子会社であるStrategic Cyber Holdings LLCのBoard memberであるOfir Hasonは、CyberGym Control Ltd.の議決権の過半数を所有(間接所有分を含む)し、同社のCEOを兼務しております。
- 2 価格等の取引条件は、一般的な取引条件を参考にして、当事者間で協議のうえ決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

(1) 1株当たり純資産額

項 目	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1株当たり純資産額	11円72銭	30円34銭

(2) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	40円94銭	3円33銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	434,509	38,536
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	434,509	38,536
期中平均株式数(株)	10,613,550	11,571,178
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	3円26銭
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>2017年9月29日開催の取締役会決議による第2回新株予約権新株予約権の数 8,992個 (普通株式 899,200株)</p> <p>2020年1月24日開催の取締役会決議による第6回新株予約権新株予約権の数 78個 (普通株式 7,800株)</p>	-

(重要な後発事象)

当社は、2022年6月14日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式（以下、「本株式」といいます。）、行使価額固定型の第11回新株予約権（以下、「本第11回新株予約権」といいます。）及び第12回新株予約権（以下、「本第12回新株予約権」といいます。）、並びに有償ストック・オプションとして第10回新株予約権（以下、「本第10回新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議し、これらの払込期日である2022年6月30日に本新株式、本第10回新株予約権、本第11回新株予約権及び本第12回新株予約権に係る発行価額の総額の払込が完了いたしました。

<本株式>

払込期日	2022年6月30日
発行新株式数	375,900株
発行価額	266.00円
調達資金の額	99,989,400円
資本組入額	1株につき133円
資本組入額の総額	49,994,700円
募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり、割り当てます。 エレメンツキャピタルリサーチ合同会社 375,900株
その他	本株式の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

<本第10回新株予約権>

1.本新株予約権の名称

株式会社バルクホールディングス第10回新株予約権

2.本新株予約権の総数

11,241個とする。

3.本新株予約権の割当ての対象者及び割り当てる本新株予約権の数

当社の取締役 3名 11,241個

4.本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの払込金額は、1円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルー・コンサルティングが算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、当該評価機関は、本新株予約権にかかる最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2022年6月14日の前日の名古屋証券取引所における当社株価の終値266円/株、株価変動性78.57%、配当利回り0%、無リスク利子率0.265%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額277円/株、行使条件等）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

5.本新株予約権の割当日

2022年6月30日

6.本新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

2022年6月30日

<本第11回新株予約権(行使価額固定型)>

割当日	2022年6月30日
申込期間	2022年6月30日
払込期日	2022年6月30日
発行新株予約権数	10,000個
発行価額	総額2,700,000円 (本第11回新株予約権1個につき270円)
当該発行による潜在株式数	1,000,000株(新株予約権1個につき100株)
調達資金の額	282,700,000円 (内訳) 第11回新株予約権発行による調達額:2,700,000円 第11回新株予約権行使による調達額:280,000,000円
行使価額	行使価額280円

募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 ハヤテマネジメント株式会社 10,000個
その他	本第11回新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第11回新株予約権に係る買取契約(以下、「本第11回買取契約」といいます。)を締結する予定です。本第11回買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本第11回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本第11回買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

< 本第12回新株予約権(行使価額固定型) >

割当日	2022年6月30日
申込期間	2022年6月30日
払込期日	2022年6月30日
発行新株予約権数	4,000個
発行価額	総額400,000円 (本第12回新株予約権1個につき100円)
当該発行による潜在株式数	400,000株(新株予約権1個につき100株)
調達資金の額	96,160,000円 (内訳) 第12回新株予約権発行による調達額:400,000円 第12回新株予約権行使による調達額:95,760,000円
行使価額	行使価額239.4円
募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 ハヤテマネジメント株式会社 4,000個
その他	本第12回新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第12回新株予約権に係る買取契約(以下、「本第12回買取契約」といいます。)を締結する予定です。本第12回買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本第12回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本第12回買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	66,640	1.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	22,790	50,016	1.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	54,964	42,448	1.5	2023年~2024年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	77,754	159,104	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	27,516	14,932	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	427,474	824,750	1,271,905	1,931,834
税金等調整前四半期 (当期) 純利益又は 税金等調整前四半期 純損失 () (千円)	27,220	18,747	894	47,244
親会社株主に帰属す る四半期 (当期) 純 利益又は親会社株主 に帰属する四半期純 損失 () (千円)	13,715	30,721	11,627	38,536
1 株当たり四半期 (当期) 純利益又は 1 株当たり四半期純 損失 () (円)	1.24	2.71	1.01	3.33

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純 利益又は 1 株当たり 四半期純損失 () (円)	1.24	3.81	1.62	4.24

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	41,130	40,568
売掛金	59,470	35,640
前払費用	6,353	6,730
原材料及び貯蔵品	53	68
関係会社短期貸付金	-	158,800
その他	18,602	16,716
流動資産合計	125,609	258,523
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	2,289	32,955
減価償却累計額	2,289	5,902
建物附属設備(純額)	-	27,052
工具、器具及び備品	4,663	28,811
減価償却累計額	4,663	11,839
工具、器具及び備品(純額)	-	16,972
有形固定資産合計	-	44,024
投資その他の資産		
関係会社株式	255,307	235,807
関係会社長期貸付金	1,027,353	1,001,439
敷金及び保証金	15,334	58,951
その他	139,145	152,259
貸倒引当金	1,005,661	940,984
投資その他の資産合計	331,479	407,473
固定資産合計	331,479	451,498
繰延資産		
株式交付費	5,337	1,265
社債発行費等	1,791	4,900
繰延資産合計	7,129	6,166
資産合計	464,218	716,187

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	404,992	384,802
1年内返済予定の長期借入金	2,774	-
未払金	12,406	28,241
未払費用	1,636	1,929
未払法人税等	1,802	4,203
契約負債	-	35,000
預り金	4,007	4,067
賞与引当金	2,478	2,142
その他	9,681	11,812
流動負債合計	439,778	472,199
固定負債		
退職給付引当金	10,577	11,927
固定負債合計	10,577	11,927
負債合計	450,355	484,126
純資産の部		
株主資本		
資本金	892,657	983,208
資本剰余金		
資本準備金	1,304,031	1,394,582
資本剰余金合計	1,304,031	1,394,582
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,183,729	2,150,457
利益剰余金合計	2,183,729	2,150,457
株主資本合計	12,959	227,334
新株予約権	903	4,726
純資産合計	13,863	232,061
負債純資産合計	464,218	716,187

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益	2 247,000	2 424,700
営業費用	1 309,587	1 412,152
営業利益又は営業損失()	62,587	12,547
営業外収益		
受取利息	2 18,497	2 1,787
助成金収入	1,270	124
業務受託料	-	2,557
貸倒引当金戻入額	-	64,677
その他	46	5
営業外収益合計	19,813	69,152
営業外費用		
支払利息	2 5,263	2 6,127
株式交付費償却	12,381	5,328
社債発行費償却	2,150	3,429
為替差損	-	76
債権売却損	-	4,375
貸倒引当金繰入額	223,532	-
営業外費用合計	243,326	19,338
経常利益又は経常損失()	286,100	62,361
特別利益		
新株予約権戻入益	-	899
特別利益合計	-	899
特別損失		
投資有価証券評価損	145,073	-
減損損失	4,884	5,929
関係会社株式評価損	-	19,500
特別損失合計	149,958	25,429
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	436,058	37,831
法人税、住民税及び事業税	950	4,558
法人税等合計	950	4,558
当期純利益又は当期純損失()	437,008	33,272

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	705,218	1,116,592	1,116,592	1,746,721	1,746,721	75,089
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	187,439	187,439	187,439			374,878
当期純損失（ ）				437,008	437,008	437,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	187,439	187,439	187,439	437,008	437,008	62,130
当期末残高	892,657	1,304,031	1,304,031	2,183,729	2,183,729	12,959

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	12,406	12,406	5,991	68,674
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			5,087	369,790
当期純損失（ ）				437,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,406	12,406		12,406
当期変動額合計	12,406	12,406	5,087	54,811
当期末残高	-	-	903	13,863

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	892,657	1,304,031	1,304,031	2,183,729	2,183,729	12,959
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	90,551	90,551	90,551			181,102
当期純利益				33,272	33,272	33,272
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	90,551	90,551	90,551	33,272	33,272	214,374
当期末残高	983,208	1,394,582	1,394,582	2,150,457	2,150,457	227,334

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	-	-	903	13,863
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			140	180,961
当期純利益				33,272
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,963	3,963
当期変動額合計	-	-	3,822	218,197
当期末残高	-	-	4,726	232,061

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 . 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

定額法 (3 年) により償却しております。

(2) 社債発行費等

行使期間にわたり償却しております。

3 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 (自己都合退職による期末要支給額の100%) の見込額に基づき計上しております。

4 . 収益及び費用の計上基準

当社グループはグループを統括する純粋持株会社であり、関係会社からの業務受託等に係る収入が、当社の主要な収益となります。

関係会社からの業務受託等に係る収入については、一定の期間にわたり契約上の履行義務が充足するため、履行義務の進捗に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね 1 ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な会計上の見積り)

当社は、関係会社に対する貸付金等の回収可能性の見積りについては、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。但し、新型コロナウイルスによる影響は不確定要素が多く、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 940,984千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、貸倒引当金については、貸付先の財政状態、返済計画に基づき、回収可能性を十分に検討し、回収不能な額を貸倒引当金に計上しております。また、当期において検討した貸付金の回収可能性については、翌期以降、内容の見直しを行いますが、将来の見込みの変化やその他の要因に基づき貸付金の回収可能性が変更された場合、貸倒引当金の取崩又は追加計上により経常利益が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
長期金銭債権	38,901千円	38,901千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費(営業費用)のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	129,300千円	132,000千円
給与手当	39,981千円	46,836千円
賞与引当金繰入額	2,478千円	2,142千円
退職給付費用	1,139千円	1,350千円
減価償却費	-千円	6,438千円
支払手数料	23,166千円	62,409千円
支払報酬	42,884千円	39,651千円

全額が一般管理費に属するものであります。

2 関係会社取引

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益	247,000千円	424,700千円
営業外収益		
受取利息	18,496千円	1,787千円
業務受託料	- 千円	2,557千円
営業外費用		
支払利息	5,086千円	6,122千円

(有価証券関係)

前事業年度(2021年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式235,807千円、関連会社株式19,500千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年3月31日)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式235,807千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	307,933千円	288,129千円
賞与引当金	758千円	655千円
事業分離にかかる子会社株式の税効果	11,605千円	11,605千円
退職給付引当金	3,238千円	3,652千円
関係会社株式評価損	213,507千円	219,478千円
投資有価証券評価損	207,522千円	207,522千円
繰越欠損金	222,699千円	214,780千円
その他	3,385千円	9,912千円
繰延税金資産小計	970,651千円	955,736千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	222,699千円	214,780千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	747,952千円	740,956千円
評価性引当額 小計	970,651千円	955,736千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金資産の純額	- 千円	- 千円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税引前当期純損失であるため注記を省略しております。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		8.3%
住民税均等割		2.3%
評価性引当額の増減		32.8%
その他		3.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		12.1%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

当社は、2022年6月14日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式(以下、「本株式」といいます。)、行使価額固定型の第11回新株予約権(以下、「本第11回新株予約権」といいます。))及び第12回新株予約権(以下、「本第12回新株予約権」といいます。)、並びに有償ストック・オプションとして第10回新株予約権(以下、「本第10回新株予約権」といいます。))の発行を行うことを決議し、これらの払込期日である2022年6月30日に本新株式、本第10回新株予約権、本第11回新株予約権及び本第12回新株予約権に係る発行価額の総額の払込が完了いたしました。

<本株式>

払込期日	2022年6月30日
発行新株式数	375,900株
発行価額	266.00円
調達資金の額	99,989,400円
資本組入額	1株につき133円
資本組入額の総額	49,994,700円
募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり、割り当てます。 エレメンツキャピタルリサーチ合同会社 375,900株
その他	本株式の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

<本第10回新株予約権>

1.本新株予約権の名称

株式会社バルクホールディングス第10回新株予約権

2.本新株予約権の総数

11,241個とする。

3.本新株予約権の割当ての対象者及び割り当てる本新株予約権の数

当社の取締役 3名 11,241個

4.本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの払込金額は、1円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、当該評価機関は、本新株予約権にかかる最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2022年6月14日の前日の名古屋証券取引所における当社株価の終値266円/株、株価変動性78.57%、配当利回り0%、無リスク利子率0.265%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額277円/株、行使条件等)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

5.本新株予約権の割当日

2022年6月30日

6.本新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

2022年6月30日

<本第11回新株予約権(行使価額固定型)>

割当日	2022年6月30日
申込期間	2022年6月30日
払込期日	2022年6月30日
発行新株予約権数	10,000個
発行価額	総額2,700,000円 (本第11回新株予約権1個につき270円)
当該発行による潜在株式数	1,000,000株(新株予約権1個につき100株)

調達資金の額	282,700,000円 (内訳) 第11回新株予約権発行による調達額：2,700,000円 第11回新株予約権行使による調達額：280,000,000円
行使価額	行使価額280円
募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 ハヤテマネジメント株式会社 10,000個
その他	本第11回新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第11回新株予約権に係る買取契約（以下、「本第11回買取契約」といいます。）を締結する予定です。本第11回買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本第11回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本第11回買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

< 本第12回新株予約権(行使価額固定型) >

割当日	2022年6月30日
申込期間	2022年6月30日
払込期日	2022年6月30日
発行新株予約権数	4,000個
発行価額	総額400,000円 (本第12回新株予約権1個につき100円)
当該発行による潜在株式数	400,000株(新株予約権1個につき100株)
調達資金の額	96,160,000円 (内訳) 第12回新株予約権発行による調達額：400,000円 第12回新株予約権行使による調達額：95,760,000円
行使価額	行使価額239.4円
募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 ハヤテマネジメント株式会社 4,000個
その他	本第12回新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第12回新株予約権に係る買取契約（以下、「本第12回買取契約」といいます。）を締結する予定です。本第12回買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本第12回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本第12回買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額 (千円)
有形固定資産						
建物附属設備	-	31,754	-	4,701 (1,312)	27,052	5,902 (2,467)
工具、器具及び備品	-	24,148	-	7,176 (4,126)	16,972	11,839 (8,109)
有形固定資産計	-	55,902	-	11,877 (5,439)	44,024	17,741 (10,577)

(注) 当期償却額及び減価償却累計額欄には、減損損失を含んでおり、その金額を括弧書きで記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,005,661	-	64,677	-	940,984
賞与引当金	2,478	2,142	2,478	-	2,142

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載とする。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.vlcholdings.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第27期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

2021年6月30日関東財務局長に提出

(2) 確認書

事業年度 第27期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）の有価証券報告書に係る確認書

2021年6月30日関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月30日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

第28期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） 2021年8月16日関東財務局長に提出

第28期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日） 2021年11月15日関東財務局長に提出

第28期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日） 2022年2月14日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書

2021年8月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書

2021年11月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書

2022年5月31日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書

2022年5月31日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書

2022年6月14日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当てによる新株式及び新株予約権の発行

2021年6月24日関東財務局長に提出

第三者割当てによる新株式及び新株予約権の発行

2022年6月14日関東財務局長に提出

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2021年6月24日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書

2021年6月29日関東財務局長に提出

2021年6月29日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書

2021年6月30日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月30日

株式会社バルクホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛利 優
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルクホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルクホールディングス及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象には、会社は2022年6月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び有償ストック・オプションとして新株予約権の発行を決議し、これらの払込期日である2022年6月30日に本新株式及び本新株予約権に係る発行価額の総額の払込が完了した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定内容	監査上の対応
<p>会社は前期末まで、継続して営業損失、当期純損失を計上し、継続して営業キャッシュ・フローがマイナスであること等の理由により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況があると判断していたが、当期において営業利益70,066千円、当期純利益38,536千円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しないと判断している。</p> <p>当期の業績が来期以降継続することについては不確実性を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの検討を行うにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当期末の財政状態及び当期の経営成績に関連する財務状況、損益状況、その他の状況が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当するか検討した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経営への影響、新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測及び当社の事業への影響について、経営者へのインタビューを実施した。 ・ 事業計画について、予算と実績の比較を行い過年度からの予算の達成状況を検討した。 ・ 新株予約権の行使の可能性について、過年度の行使状況を鑑み会社が予測している資金繰りの整合性を検討した。 ・ 事業計画及び資金繰り計画の検討に基づき、将来1年間に於いて事業の継続に十分な資金を確保できているかどうかについて、保守的な仮定を用いて検討を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社バルクホールディングスの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社バルクホールディングスが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月30日

株式会社バルクホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛利 優
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルクホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルクホールディングスの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象には、会社は2022年6月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び有償ストック・オプションとして新株予約権の発行を決議し、これらの払込期日である2022年6月30日に本新株式及び本新株予約権に係る発行価額の総額の払込が完了した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定内容	監査上の対応
<p>会社は前期末まで、継続して営業損失、当期純損失を計上していること等の理由により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況にあると判断していたが、当期において営業利益12,547千円、当期純利益33,272千円を計上している等により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しないと判断している。</p> <p>当期の業績が来期以降継続することについては不確実性を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの検討を行うにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当期末の財政状態及び当期の経営成績に関連する財務状況、損益状況、その他の状況が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当するか検討した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経営への影響、新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測及び当社の事業への影響について、経営者へのインタビューを実施した。 ・ 事業計画について、予算と実績の比較を行い過年度からの予算の達成状況を検討した。 ・ 新株予約権の行使の可能性について、過年度の行使状況を鑑み会社が予測している資金繰りの整合性を検討した。 ・ 事業計画及び資金繰り計画の検討に基づき、将来1年間に於いて事業の継続に十分な資金を確保できているかどうかについて、保守的な仮定を用いて検討を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。